

第9回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成27年2月26日(木) 13:30~14:55
- 2 場 所 新居浜市役所3階 応接会議室
- 3 出席者 岡部 淳委員、片山 紗織委員、神野 年夫委員、渡部 昭子委員、
三並 保委員、近藤直緒美委員、荒井 泰輔委員、星加 三枝委員、
岡野 弥生委員、松本 彰委員、高橋由紀子委員(以上名簿順)
(欠席者)合田 史宣委員、石川ヨシ子委員、合田 幸広委員、
真鍋 曜委員
事務局：子育て支援課 岡部部長 白石次長 尾崎主幹
藤田副課長
学校教育課 加藤課長
リージョナルデザイン(株) 松村 英典
傍聴者：岩崎絵美子外2名

4 会議結果

(1) 会長挨拶

【渡部会長】

みなさん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

年が明けて、早や2か月が過ぎようとし、あらためて時間の経つのが早いことを感じています。ごあいさつの中で、新制度施行までの期間が残り少ないことを、再三にわたり申し上げてまいりましたが、いよいよ土俵際に追いつめられる状況となってしまいました。

国におきましては、2015年度の予算編成に当たり、消費税率10%への引き上げを平成29年4月に延期したものの、社会保障改革の最優先事項を子ども・子育て支援の充実にすることを決め、予定していた税収は入らないものの、限られた税収の中で子ども・子育て支援には約5,100億円が措置されます。

このことにより、市町村計画の実現に必要な量的拡充に加え、0.7兆円ベースの質の改善が実施されることになるようです。とは言うものの、あれもやりませ、これもやりませと言いながら、それを実現するための財源が確保されるかどうかかわからない状況にあっては、新制度のねらいの一つである認定こども園への移行促進が思うように進まないのも当然のことかと思えます。

いずれにしても、子ども・子育てを社会全体で支援していくための新たな制度がスタートするわけですので、新制度の理念や目的の達成に一步からでも近づい

ていくことができるよう、これからも引き続き、われわれ関係者の皆様方のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

さて、委員の皆様には、年度末を迎え、大変ご多忙な中、「第9回新居浜市子ども・子育て会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議では、本年度が最終年度となる新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について確認するとともに、先日、私と真鍋副会長さんと2人で石川市長に答申をいたしました子ども・子育て支援事業計画の策定内容について報告を受けるほか、新制度の施行に伴い、新たな利用者負担となる保育料等の設定について、市議会へ上程している条例案の概要等が議題となっております。

本日は、朝日保育園の合田委員さん、パコダ幼稚園の石川委員さん、すみれ保育園の合田委員さん、新居浜商工会議所の真鍋委員さんから急な用務が入り出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたので、ここでご報告させていただきます。

なお、本日は当会議委員として12名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、前回同様、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、当会議を公開することとなっております。本日は、3名の傍聴の方がお見えになっております。傍聴の皆様には、お席に配布しております傍聴要領に従いまして、傍聴させていただきますよう申し上げます。

(2) 議 題

【渡部会長】

それでは、お手元に配布の会次第に従って、会議を進め、議事に移らせていただきます。

まずは、議題の(1)「新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について」事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局からの説明に入る前に、事前に送付させていただいた資料につきまして確認させていただきます。

まず、本日の会次第です。それから、新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況についての資料とA4・1枚の数値目標の資料です。また、皆様のお席に後期計画の概要版を配布させていただいております。続いて、新居浜市子ども・子育て支援事業計画書（案）答申書の写しです。次に、新居浜市子ども・子育て支援事

業計画書です。

また、計画書の作成に伴い、本編に加えて、概要版（リーフレット）を作成することとなっており、本日皆様のお席の上に作成段階のものではありますが、配布させていただきます。

続きまして、特定教育・保育施設等における保育料等の概要についてで、これには保育所と公立幼稚園の２種類があります。それから、A4・1枚の子ども・子育て支援新制度施行に向けた対応についての資料です。

最後に、委員意見提出票で、こちらにつきましては記載がございましたら、この場でご提出をお願いします。以上、全部で10種類の資料となりますが、ご確認いただけましたでしょうか？不備はございませんでしょうか？

それでは、まず議題1の新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について説明いたします。

平成22年度から平成26年度の5年間の計画として、平成22年3月に策定された次世代育成支援行動計画（後期計画）につきましては、切れ目のない支援を進めていくために前期計画における基本理念「子どもの目 親の目 地域の目 みんな輝き未来につなぐまち」を継承し、毎年、計画の実施状況を公表し、市民とともに進行管理を行い、本市の状況変化に迅速に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

最終年度となりました平成26年度次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について、ご説明させていただきます。

まず、お手元の資料、次世代育成支援行動計画（後期計画・概要版）をご覧ください。裏面には<8>後期計画における数値目標を掲げてあります。お配りしております「後期計画における数値目標」という資料をご覧ください。本日の会議が2月の開催ですので、1月末の実績となっております。

それでは、平日・昼間の保育サービスからです。こちらは認可保育所の在籍児童数で、認可外保育所は含まれておりません。3歳未満児は1,083人で、昨年より3名の減ですが、数値目標1,070人は達成しております。3歳以上児は、1,710人で、昨年より41名の減ですが、数値目標1,651人を達成しております。これは1月末の実績ですので、今後、年度末に向けて多少の変動はあると思いますが、待機児童は現在でておりません。

次に、夜間帯の保育サービスについてですが、延長保育事業は、私立保育所16園において実施しておりますが、乳児園1園（さくら乳児園）においては、昨年同様、今のところ利用実績はありません。実績の133人は利用登録児童数を平均した数字で、数値目標の132人を達成しております。夜間保育事業は、現在実施しておらず、今後も実施予定はありません。

トワイライトスティ事業は、児童養護施設の東新学園1か所で行っておりますが、今年度の利用実績はありません。

続きまして、休日保育事業についてですが、平成24年度から1か所新居浜八雲保育園で実施しております。現在21名の登録があり、数値目標の10人は達成しております。なお、1日平均すると約3人の利用となります。

次に、乳幼児健康支援ダイサービス事業（十全総合病院の横で行なっておりますなかよし園の病児病後児保育）についてですが、平成25年9月2日より休園しておりましたが、平成26年8月から、定員及び開園時間等の見直しを行い再開しております。年度途中の8月から1月までの6か月間の延べ利用人数が79人で、平均すると1か月あたり13人程度の利用となっております。

続きまして、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）についてですが、上部児童センターと川東児童センターを含む直営22箇所と民営「ともだちパーク」1箇所の計23箇所で実施しております。数値目標は1,130人ですが、平成26年度1月末現在23箇所で実施しており、延べ946人が利用しております。

次は、放課後子ども教室についてですが、現在10箇所で実施しており、1月末の利用人数が6,773人となっており、数値目標の7箇所・6,359人は達成しております。

続きまして、一時預かり事業（一時保育）についてですが、若宮保育園と垣生保育園の2園で実施されています。1月末現在で利用児童数は若宮保育園が2,129人、垣生保育園が1,208人で、合計3,337人となっております。これに対して、数値目標である6,750人は、若宮保育園の定員15名、垣生保育園の定員10名の計25名に開設日数をかけ合わせた最大の利用述べ人数となっております。1か月に12日お預かりできますが、ほとんど予約で埋まっている状況で、中には予約を入れるだけ入れて、連絡なしで利用しなかったりといったこともあるようです。また、当日キャンセルがあつて、タイミングよく電話がつながり、当日でも利用できる場合もあります。数値目標に到達することが目標ではないので、今後も継続して実施してまいります。

続きまして、地域子育て支援拠点事業についてですが、現在地域子育て支援センターを泉川保育園と朝日保育園の2箇所で、また、つどいの広場を今年度3箇所増設し5箇所で実施しており、目標数値の7箇所を達成しております。

続いて、ファミリー・サポート・センター事業についてですが、総合福祉センターで1箇所実施しており、活動実績は1月末で2,531件となっております。ショートステイ事業についてですが、児童養護施設「東新学園」と母子生活支援施設「清光寮」の2箇所で実施しておりますが、今年度26年度は、現在のところ、どちらも利用実績はありません。

以上、後期計画における数値目標についての進捗状況の説明させていただきました。

これまでの取り組み実績につきましては、平成27年4月から本格施行される子ども・子育て支援新制度に合わせ、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」のこれまでの取り組みを分析・評価した上で、平成27年度からの5年間を計画期間とする「新

居浜市子ども・子育て支援事業計画」に引き継ぎたいと考えております。

以上で、「新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について」の説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対して、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

（な し）

【渡部会長】

特に意見等はないようですので、次の議題に移らせていただきます。

議題（２）の「新居浜市子ども・子育て支援事業計画の策定について」事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議題の（２）「新居浜市子ども・子育て支援事業計画の策定について」ご説明いたします。まず、新居浜市子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）の資料をご覧ください。２枚目にありますように、平成２５年８月１日に新居浜市子ども・子育て支援事業計画について、市長及び教育委員会からの諮問を受け、これまで当会議におきまして審議してまいりました内容に基づき、去る１月２７日に渡部会長及び真鍋副会長から、石川市長に対して答申書を提出いたしました。

このことにつきましては、前回の会議でもお願いしましたように、各委員の皆様のご意見を踏まえまして、最終案の作成について渡部会長にご一任いただくこととし、会長と事務局とで修正を行いました。その内容に基づき、会長から市長へ答申書及び計画最終案を手渡し、計画の概要を説明していただきました。

続きまして、新居浜市子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

前回の会議でご意見のありました部分の修正と最終案の作成に当たって文言修正等を加えたものについて、市において策定（決定）した最終形となります。

これまでにお示しした内容との変更箇所のうち、主なものについて確認させていただきますので、資料をご覧ください。

まず、表紙の裏面に石川市長の巻頭のあいさつ文を掲載しました。次に、９ページをお開きください。先ほど事務局から説明いたしました次世代育成支援行動計画（後期計画）の数値目標として、平成２６年度実績見込（１月末現在）の最新データに修正しました。

続きまして、４５ページのNo. ７０障がい児保育事業の充実の実施内容において、

「保育所における集団保育になじむ子ども」の表記を「保育所で行う集団保育が適切に実施できる範囲内で、保育を必要とする障がい児等」に修正しました。また、50ページのNo.98、児童センター・児童館・図書館の活用につきましては、実施内容が図書館の絵本の読み聞かせに偏っておりましたので、児童センター・児童館の活用との並列による表記としました。

次に、51ページでは、専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実として、現状と課題、さらには用語の説明をしておりましたが、言葉遣いが適切ではないところがあるところのご指摘を受けまして、全面的な見直しを行いました。

そもそもこの項目においては、専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実を行うための取り組みの考え方等について整理すべきもので、用語の説明等はそぐわないものと判断し、現状と課題を重点的に取り組むべき事項に修正するとともに、その中でも特に障がい児施策の充実に関して、障がい児支援と子育て支援策との緊密な連携について特出しし、その次の障がい児支援の具体的な取組につなげる流れに構成を変えることとしました。また、52ページの下部に発達障がいと特別支援教育との用語説明を加えました。

次に、59ページの子ども・子育て会議開催経過に本日の開催分を加え、60ページの委員名簿に任期内における委員の異動内容について記載しました。

以上が、主な修正箇所であり、今後、当該計画書については委託業者であるリージョナルデザイン(株)において印刷し、年度末までには各関係団体等に配布の上、周知に努めたいと思っております。

また、計画書の本編と合わせて、広く市民に対する広報啓発資料としまして、子ども・子育て支援事業計画に関するリーフレットを作成することとしており、現在はまだ案の状態ではありますが、本日お席の方にお配りしておりますので、お目通しください。

以上で、「子ども・子育て支援事業計画の策定について」の説明を終わらせていただきます。

【渡部会長】

事務局から計画策定についての説明をいただきましたが、ただいまの説明に対しまして、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【近藤委員】

計画書及び概要版は何部印刷して、どこに配布する予定なのか？

【事務局】

配布先の資料が手元になく、具体的にお答えはできませんが、計画書は400部程度を印刷し、保育所・幼稚園等の各施設や関係団体等に対して配布し、概要版については4,500部を印刷し、できるだけ幅広く周知が行き渡るよう、配

布計画について検討したいと思っております。

【片山委員】

障がい児施策の充実については、就学前の児童が対象になるものと思われるが、それより上の18歳までの児童に対する取り組みはどのようなのか？

【事務局】

当該計画は就学前までの児童を対象としており、それ以外の児童については、同じ福祉部の地域福祉課において現在策定しております「新居浜市第2期障がい者計画・第4期障がい福祉計画」において取り組むこととなります。

【渡部会長】

2つ目の議題については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、議題（3）「特定教育・保育施設等における保育料等の概要について」事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議題の（3）「特定教育・保育施設等における保育料等の概要について」ご説明いたします。4月からの新制度における利用者負担額（保育料）につきましては、国から提示された基準額を上限として市が定めることとなりますが、現在行われている国の予算審議において最終決定するものであることから、本来であれば保護者が27年度から利用する施設を選択するにあたり、また、各施設が新制度に移行するかどうかを判断するための材料としてお示しする必要がありましたが、事務手続上、今のタイミングとなりましたことを大変申し訳なく思っております。

新制度に対応して、市が新たに設定する保育料は、新制度の対象となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料及び公立幼稚園の保育料の2つとなります。

まず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等の概要の資料をご覧ください。現行制度との主な変更点につきましては、6点挙げられます。

1点目は、保育料の算定基準が国税である所得税額から住民税の所得割額となります。2点目は、保育料の決定時期につきましては、年1回4月に行っていたものを4月と9月の年2回となります。これは、4～8月までは前年度の住民税額を、9～3月までは当該年度の住民税額に基づく保育料とすることによるものです。

3点目は、保育料の設定がこれまで1区分だったものを、保育標準時間と保育短時間の2区分に分けることとなります。4点目は、多子世帯に対する軽減措置として、第3子目以降の適用要件を緩和し、これまで就学前までの子どもを対象としていたものを、同一世帯に小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合には、年齢が高い順

から第3子目以降の保育料を無料とします。なお、第2子目の半額適用については、従来どおり就学前までの子どもを対象として行うこととします。この取り扱いについては、資料の3ページに具体的な事例を挙げておりますので、ご確認ください。

5点目は、8：30～16：30までを市内統一で保育短時間に設定いたしますが、この時間帯を超える場合には、延長保育料が発生することとなるため、新たにこの料金を設定することとなりました。

最後の6点目は、若宮保育園と垣生保育園で実施している一時保育につきまして、保育短時間を基本利用時間とすることにより、延長保育料の設定及び料金体系の見直しを行いました。

なお、具体的な料額表につきましては、新制度において保育の提供を受ける2号認定・3号認定は5ページのとおりであり、現行ベースを基準として設定しました。

また、教育の提供を受ける1号認定は6ページに、保育短時間延長料金及び一時保育利用料については、7ページに記載をいたしております。

これらにつきましては、現在開会されている2月定例市議会におきまして、ご審議をいただき、その結果条例案が可決されれば正式に決定されることとなります。

続きまして、公立幼稚園の保育料についてでございます。

新居浜市特定教育・保育施設（新居浜市立幼稚園）の保育料等の概要をご覧ください。現行制度との主な変更点につきましては、4点挙げられます。

まず1点目は、保育料の算定基準がこれまでは定額であったものが、保育園保育料と同様に住民税額をベースとして、各世帯の所得に応じた階層別の保育料を設定しました。

2点目は、保育料の決定時期が年2回になるという点です。3点目は、多子世帯に対する軽減措置として、新たに同一世帯に年中から小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合に、年齢が高い順から第2子目の保育料を半額、第3子目以降の保育料を無料といたします。なお、この取り扱いについても、資料の3ページに具体的な例を挙げておりますので、ご確認ください。

4点目は、1点目で説明しましたように、所得に応じた階層別保育料を導入することによりまして、従来保育料の減免措置、つまり公立園における就園奨励費補助は廃止ということになります。なお、新制度に移行しない私立幼稚園につきましては、従来どおり国の就園奨励補助制度は継続される予定です。

なお、具体的な料額表につきましては、4ページのとおりであり、現行の入園料と月額保育料を合わせた額をベースに、国の基準に合わせて5階層に区分をいたしました。

こちらにつきましても、現在開会されている2月定例市議会におきまして、ご審議をいただき、その結果条例案が可決されれば正式に決定されることとなります。

以上で、「特定教育・保育施設等における保育料等の概要について」の説明を終わらせていただきます。

【渡部会長】

事務局から保育料等の概要についての説明をいただきましたが、ただいまの説明に対しまして、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【神野委員】

新制度の対象となる幼稚園保育料と公立幼稚園の保育料とのバランスはとれていると考えているのか？

【加藤課長】

今回の保育料の設定に当たっては、まずは新しい制度へ移行することを主眼としたものであり、今後、新制度における幼稚園保育料の水準まで段階的に合わせていくことを考えております。

【神野委員】

四国中央市と西条市の幼稚園保育料は把握しているのか？また、公・私立幼稚園のバランスについてはどのように考えているのか？

【加藤課長】

両市の状況はまだわかっておりません。また、私立幼稚園保育料との格差の解消は必要と考えており、できるだけバランスのとれた保育料になるよう検討してまいります。

【神野委員】

新制度になって、従来の私学助成による預かり保育ではなく、市からの一時保育事業を受託することはできるのか？

【事務局】

私学助成による預かり保育と市からの一時保育事業の受託のどちらかを選択できることが基本になりますが、市が実施する一時保育事業に係る国からの補助要綱や実施要綱等に係る情報が示されていないため、市での予算措置ができていないことから、平成27年度においては私学助成による預かり保育を選択していたこととなります。

【神野委員】

泉幼稚園は認定こども園に移行するが、私学助成による預かり保育は受けられるのか？

【事務局】

県の私学文書課にも確認したところ、新制度に移行した認定こども園や幼稚園であっても、従来どおりの私学助成による預かり保育が受けられるとのことでした。

【片山委員】

保育料の算定基準が所得税額から住民税額に変わるが、具体的にはどこがどう変わるのか？

【事務局】

所得税にしても、住民税にしても、専門的な税制の分野にかかわるものであるため、当課では何がどう違うかの説明はできません。あくまでも住民税として課税された金額の情報を受けて、それに見合った保育料を決定することになりますので、平成26年度の住民税を料額表に当てはめていただければ比較が可能になると思います。いずれにしましても、それぞれの世帯における所得の状況に基づくものですので、所得に変動がなければそれほど大きく変わるものではないと考えております。

【渡部会長】

3つ目の議題については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

議題の(4)「子ども・子育て支援新制度の施行について」事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議題(4)「子ども・子育て支援新制度の施行について」ご説明いたします。

子ども・子育て支援新制度施行に向けた対応についての資料をご覧ください。

これまでも当会議におきまして、各対応区分の状況についてご説明してまいりましたが、まず、事業計画につきましては、先ほどご説明しましたように、今後印刷発注を行い、年度末までに配布する予定といたしております。次に、関係条例等の制定につきましては、先ほどご説明しました保育料に関する条例のほか、子ども・子育て支援法の施行に伴う手続き等を定める規則及び保育所における保育に関する条例の廃止を行うとともに、条例・規則の制定に伴う要綱・要領の内部規定の策定についても、3月中に行う予定といたしております。

続きまして、新制度における施設の認可・確認につきましては、現在のところ、地域型保育事業のうち、小規模保育事業所が2施設、事業所内保育事業所が2施設の計4施設の認可を行う予定であり、書類審査等を進めているところです。また、新制度に移行する保育所及び認定こども園の確認、さらには新制度に移行しない幼稚園における別段の申し出につきましても、3月末までに行うこととしております。

次に、利用者負担につきましては、2月定例市議会の最終日が3月19日ですので、可決されれば、この日以降に正式に公表されることとなります。

次に、入園手続等につきましては、現在、まさに事務作業が佳境に差し掛かっておりまして、入所申し込みに基づく調整作業を行った上で、3月上旬に支給認定証と合

わせて入所承諾書を送付し、その後3月末までに保育料の決定通知を送付する予定といたしております。

また、4月から新制度が始まることから、できれば事業者、特に新制度の対象となる保育所・認定こども園・地域型保育事業所に対しては、事務説明を行う必要があるものと考えておりますが、今のところ施設型給付費に係る請求・確認等の具体的な内容が定まっていないため、実施時期や方法等については未定となっております。

次に、広報周知につきましては、保育料に関する条例が制定された後、保育料をはじめ、4月からの施設利用にあたっての留意事項、新制度の対象となる施設、子ども・子育て支援事業計画の策定等について、市ホームページや市政だより4月号において広報周知を行う予定といたしております。

また、子ども・子育て支援新制度に関する住民周知といたしまして、入所申し込み時に合わせた保護者説明会として、市内の保育所・幼稚園におきまして延べ33回、合計で1,689人に対して説明を行うとともに、質疑応答や意見聴取を行い、新制度に対する理解促進に努めました。

最後に、子ども・子育て会議等につきましては、本日で通算第9回目の子ども・子育て会議を開催し、本年度における一連の審議は終了ということになります。

以上で、「子ども・子育て支援新制度の施行について」の説明を終わらせていただきます。

【渡部会長】

事務局から新制度の施行についての説明をいただきましたが、ただいまの説明に対しまして、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

(なし)

【渡部会長】

ご意見・ご質問がないようでしたら、本日が今年度最後の会となりますので、委員の皆さんからこれまでの審議内容を踏まえてご感想をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【松本委員】

公民館においては、放課後子ども教室を行っているが、土曜日の開催を求められていることもあり、もっと力を入れる必要があると考えている。また、資金的なこともあるが、それ以上に事業を推進していくための人材の育成と確保が課題である。

【神野委員】

新制度への移行がタイトなスケジュールであったため、施設としては見切り発車で新制度に移行することはできない。このことを踏まえて、今後の移行に向けた対応に配慮してもらいたい。

【岡部委員】

新制度について理解していない保護者がほとんどであり、新制度によって、子どもがどのように育っていくかが見えないことによる不安が大きい。これをやったら良くなる、または目に見える形でここが変わるといった、保護者にとってわかりやすい説明や情報を発信してもらいたい。

【片山委員】

新制度の施行に合わせて、もっと新居浜市独自の部分があっても良かったのではないかと思っている。合田委員さんが以前に話された新居浜市ならではのものづくりを軸にした子育て支援を行うことなどによって差別化を図り、市の活性化につなげていくことが大事なのではないか。

【岡野委員】

これで完全な計画だと考えず、やっていながら改善していくという、柔軟な姿勢で取り組み、より良いものにしていくのでよいのではないか。幼保小の連携も大事になるし、校長会においても子育て支援の取り組みについて周知を図っていききたい。

【三並委員】

先が見えない中での新制度への移行であり、ここまでの事務は大変だっただろうという印象がある。大きな改革を行う際には、ある程度の移行期間をとることが必要である。

【近藤委員】

委員として関わることで、様々な行政サービスがあることを知り、勉強になった。待機児童がゼロになるなど、子育てに関わる問題が解消される制度になればと期待している。女性が働きたいと思ったときに、いつでも子どもを預けられる環境づくりを進めてもらいたい。

【荒井委員】

なかよし園の休止ではご迷惑をおかけした。再開はしたものの、利用率はあまり上がっておらず、また、保育士や看護師の確保が大変だったことに加え、モチベーションが上がらないことを懸念している。小児科医がいないという問題はあ

るものの、新居浜市の出生率が上がっていることもあり、今後ますます子育て支援が重要になるとの思いを強くした。

【星加委員】

新制度の施行に合わせて、認可外保育施設から小規模保育事業所へ移行することとなり、委員として参加して勉強になった。今まで以上に子どもの保育に力を入れ、家庭や地域との連携を深めるとともに、身近な地域において子どもを預けたいと考えている人に応えていけるよう、制度が拡充されることを期待している。

【高橋委員】

子育て支援センターや拠点施設が整備・充実したことによって、利用者の選択肢が増えた分、児童館の利用者は減っている。これまでの児童館としての活動内容や実績を踏まえ、もっと子育て支援の視野を広げて考えていきたいと思っている。

(3) その他

【渡部会長】

それでは、そろそろ予定の時間も迫ってまいりましたので、続きまして「その他」の議題に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、その他の事項として、事務局から申し上げます。

先ほどの説明の中でも申し上げましたように、子ども・子育て支援新制度移行に係る当会議での一連の審議は本日で最後になります。

平成27年度の当会議につきましては、年2回の開催を予定いたしておりますが、新制度が軌道に乗れば、平成28年度以降は年1回、進捗状況をご報告させていただく形にしたいと考えております。

このため、現委員の皆様方につきましては、委員任期が今年の7月31日までとなっておりますが、おそらく次回の開催は8月になるのではないかと考えられますので、次回は新たに委嘱された委員さんによる初会合となりますことから、現在の委員さんによる顔合わせは、おそらく本日が最後となります。

これまで、約2年間にわたり子ども・子育て会議委員をお引き受けいただき、熱心にご審議をいただくとともに、貴重なご意見やご提案を賜りまして、子ども・子育て支援事業計画の策定に多大なご貢献をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

皆様のお力によりまして策定されました計画の是非は、これからの取り組みにかかっておりますので、委員という立場を離れられたとしても、頭の隅で構いま

せんから子育て支援のことを気にかけていただき、計画どおりに進んでいるかどうかの確認やチェックをしていただければ大変ありがたく存じますので、これまでと変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

【渡部会長】

それでは予定されていた議題が全て終わりましたので、このあたりで本日の会議を終了させていただければと思いますが、今後、また何かお気づきのことがございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

以上をもちまして、第9回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

さきほど事務局から説明がありましたように、平成25年8月に当会議が設置され、各委員の皆様にはこれまで約2年にわたって関わりをいただき、延べ9回の審議を重ねてまいりました。

平成27年4月からの新制度施行にあたり、とりあえず一区切りをつけることにはなりますが、新制度がうまく行くか行かないは、今後の運用次第です。

これまでの取り組みを無駄にしないためにも、また、新制度の目的達成に向けて、新居浜市の子ども・子育て支援が着実に進み、「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」となりますように、どうかこれからも皆様方お一人お一人のお力添えを心からお願いいたしまして、終わりとさせていただきます。

それでは、最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。本日はお疲れさまでした。

以 上